

## 高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(保証料の補給)

第2条 県は、高知県中小企業等融資制度大綱（以下「大綱」という。）に基づく融資制度に対して高知県信用保証協会（以下「協会」という。）が信用保証を行う場合に、協会に対し保証料の補給を行うものとする。

(保証料の補給の対象となる融資制度)

第3条 前条の規定による保証料の補給の対象となる融資制度は、別表第1から別表第14までに定めるとおりとする。

(保証料補給契約)

第4条 保証料の補給については、県と協会との間で締結する保証料補給契約書に基づいて行うものとする。

(保証料の補給額及び補給期間)

第5条 県が毎年度交付する保証料の補給金（以下「補給金」という。）の額は、前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間において、協会が信用保証を行った別表第1に掲げる融資制度に対しては当該別表に掲げる保証料率で算定した金額（以下「制度保証料」という。）と基本保証料率で算定した金額（以下「基本保証料」という。）との差額とし、別表第2から別表第14までに掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額から、協会負担率で算定した額（以下「協会負担額」という。）を控除した額とする。

2 県は、大綱に定める償還期間以内の間、前項の補給金を交付する。

(補給金の計算方法)

第6条 補給金の計算方法については、協会が定めた「保証料徴収規程」及び「保証料計算徴収及び管理細則」に準ずるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 補給金額の計算は、個別保証ごとに融資別及び年度別に行うこと。

(2) 別表第1に掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額を、別表第2から別表第14までに掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額から、協会負担額を控除した額を補給すること。

(3) 基本保証料は、次の式のとおり各融資の保証料率と基本保証料率との比例計算により算出する。ただし、保証料率が0パーセントの融資については、協会が定める「保証料徴収規程」及び「保証料計算徴収及び管理細則」に準じて、基本保証料率で算出した額とすること。

基本保証料＝制度保証料×基本保証料率／保証料率

(4) 協会の自己努力により保証料を引き下げた場合（このときの保証料率を「割引保証料率」と、保証料を「割引保証料」という。）は、その引き下げ分は協会負担とし、この場合の制度保証料は、次の式のとおり各融資の保証料率との比例計算により算出すること。

制度保証料＝割引保証料×保証料率／割引保証料率

(5) 代位弁済を行った場合は、代位弁済日の翌日から最終償還予定日までの補給金は、代位弁済を行わなかった場合に請求することができた金額を、代位弁済日の属する補給金請求期間の請求期日に一括して請求することができること。

(6) 補給金請求期日に請求することができる補給金額は、保証料補給契約書に定める期間に係る補給金の額とするが、やむを得ない場合は、以後の請求期間の補給金に含めて請求することができること。

(7) 端数処理の関係上、各補給金請求期間の請求額の累計が請求可能保証料総額と一致しない場合は、最終請求期間に調整を行うこと。

(補給金に係る検査)

第7条 知事は、協会から補給金の請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から15日以内に検査を行うものとする。

(補給金の支払)

第8条 知事は、前条の規定による検査において、補給金の請求内容が適当であると認めるときは、同条の請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、協会が次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補給金の控除)

第9条 知事は、既に補給金を交付した保証債務について、違算又は保証条件変更時の変更実行報告若しくは保証期間内の繰上げ完済時の完済報告等の金融機関からの報告遅延により過払が生じたときは、既に交付した補給金のうち過払となった部分を以後に交付する補給金から差し引くものとする。

(保証の解除)

第10条 協会は、大綱に基づく資金の使途が貸付けの目的に違反すると認めるときは、知事と協議の上、貸付金の全部又は一部について保証の解除を行わなければならない。

2 協会は、前項の保証の解除を行ったときは、知事に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 知事は、協会在第1項の規定により保証の解除を行ったときは、当該解除をした貸付金について、当該解除以後の保証料の補給を打ち切るものとする。

(補給金の打ち切り等)

第11条 知事は、協会の責めに帰すべき事由により協会がこの要綱又は第4条の規定により締結した保証料補給契約書の条項に違反したときは、協会に対する保証料の補給を打ち切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第12条 県及び協会は、次に定めるところにより通知又は報告等を行わなければならない。

(1) 県は、融資制度ごとの貸付金の上限を定め、協会に通知すること。

(2) 協会は、月ごとの制度別承諾状況を県に翌月10日までに報告すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、協会は、知事がこの要綱に基づく保証料の補給に係る信用保証に関して報告を求めた場合又はその職をして当該信用保証に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力すること。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日に改正し、平成14年度の補給金額計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月28日に改正し、平成14年度の補給金額計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日に改正し、平成15年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日に改正し、平成16年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日に改正し、平成17年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日に改正し、平成18年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日に改正し、平成19年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日に改正し、平成19年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日に改正し、平成19年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日に改正し、平成20年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日に改正し、平成20年度の補給金計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 20 年 12 月 19 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 21 年 10 月 21 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に改正し、平成 22 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日に改正し、平成 23 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日に改正し、平成 24 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 24 年 7 月 13 日に改正し、平成 24 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 25 年 5 月 14 日に改正し、平成 25 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 25 年 12 月 25 日に改正し、平成 25 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 26 年 4 月 22 日に改正し、平成 26 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日に改正し、平成 27 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 27 日に改正し、平成 28 年度の補給金計算から適用する。  
附 則  
この要綱は、平成 28 年 8 月 30 日に改正し、平成 28 年度の補給金計算から適用する。

別表第1 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成15年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %
			区分	%	割引料率適用	
平成15年度分	中小企業経営支援資金	小規模企業融資	有担保	0.65	有り	1.25
			無担保	0.75	有り	1.35
			特別小口	0.40	無し	1.00
			経営安定関連等	0.40	無し	1.00
		経済変動対策融資	有担保	0.65	有り	1.25
			無担保	0.75	有り	1.35
			経営安定関連等	0.40	無し	1.00
			高度化組合転貸融資	有担保	0.65	有り
		国・県補助金等継承融資	有担保	0.65	有り	1.25
			無担保	0.75	有り	1.35
			経営安定関連等	0.40	無し	1.00
			下請経営安定融資	有担保	0.60	有り
	無担保	0.70		有り	1.30	
	経営安定関連等	0.40		無し	1.00	
	季節融資	有担保		0.65	有り	1.25
		無担保	0.75	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.40	無し	1.00	
		経営改善緊急対策資金	有担保	0.65	有り	1.25
	無担保		0.75	有り	1.35	
	経営安定関連等		0.40	無し	1.00	
	中小企業等特別資金	中核企業設備強化融資	有担保	0.45	有り	1.25
			無担保	0.55	有り	1.35
			経営安定関連等	0.20	無し	1.00
		企業立地支援融資	有担保	0.65	有り	1.25
無担保			0.75	有り	1.35	
経営安定関連等			0.40	無し	1.00	
起業化支援融資 (創業)		有担保	0.65	有り	1.25	
		無担保	0.75	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.40	無し	1.00	
起業化支援融資 (研究開発・事業化)		有担保	0.45	有り	1.25	
		無担保	0.55	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.20	無し	1.00	
県内製品重点支援プロジェクト推進融資		有担保	0.45	有り	1.25	
		無担保	0.55	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.20	無し	1.00	
産業創造融資		有担保	0.65	有り	1.25	
		無担保	0.75	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.40	無し	1.00	
中小企業設備導入融資		有担保	0.65	有り	1.25	
		無担保	0.75	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.40	無し	1.00	
環境整備促進融資		有担保	0.45	有り	1.25	
		無担保	0.55	有り	1.35	
		経営安定関連等	0.20	無し	1.00	
中小企業災害対策特別支援資金	有担保	0.25	有り	1.25		
	無担保	0.35	有り	1.35		
	経営安定関連等	0.00	無し	1.00		

(注)

- 1 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものについては、保証協会の審査に基づき、次の割引を適用する。
  - (1) 過去の返済が順調な事業者について、0.05パーセント表示料率より引き下げる。
  - (2) (1)のうち、貸出リスクの小さい事業者については、更に0.05パーセント((1)及び(2)の合計で0.1パーセント)表示料率より引き下げる。

なお、この場合、県の補給率は割引前の料率により計算する(県の補給率は、変更しない。)
- 2 「区分」欄に「経営安定関連等」とあるのは、平成15年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう(保険の付保については、協会が定めるところによる。)

別表第2 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成17年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料 率適用		
平成 17 年度分	経営支援融資制度	無担保融資	無担保	0.75	有り	1.35	0.10
			特別小口	0.40	無し	0.90	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		小規模企業融資	有担保	0.65	有り	1.25	0.10
			無担保	0.75	有り	1.35	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
		経済変動対策融資	有担保	0.65	有り	1.25	0.10
			無担保	0.75	有り	1.35	0.10
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10
	借換え融資	有担保	0.65	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.75	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
	売掛債権担保融資	有担保	0.45	無し	0.85	0.10	
	下請経営安定融資	有担保	0.60	有り	1.20	0.10	
		無担保	0.70	有り	1.30	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
	季節融資	有担保	0.65	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.75	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
	特別 融資 制度	中核企業支援融資	有担保	0.35	有り	1.25	0.10
			無担保	0.45	有り	1.35	0.10
経営安定関連等			0.10	無し	0.90	0.10	
起業化支援融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
新事業展開支援融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
環境保全促進融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
福祉関連事業支援融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
地震災害防止対策融資		有担保	0.65	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.75	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
補助事業等支援融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
産業活性化融資		有担保	0.65	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.75	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
事業再生支援融資		有担保	0.35	有り	1.25	0.10	
		無担保	0.45	有り	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区 分	%	割引料 率適用		
平成 17 年度分	災害対 策特別 支援融 資制度	災害復旧融資	有担保	0.35	有り	1.25	0.10
			無担保	0.45	有り	1.35	0.10
			経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10
	災害対策特別融資	有担保	0.00	無し	1.25	0.10	
		無担保	0.00	無し	1.35	0.10	
		経営安定関連等	0.00	無し	0.90	0.10	
		激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10	

(注)

- 1 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものについては、保証協会の審査に基づき、次の割引を適用する。
  - (1) 過去の返済が順調な事業者について、0.05 パーセント表示料率より引き下げる。
  - (2) (1)のうち、貸出リスクの小さい事業者については、更に0.05 パーセント（(1)及び(2)の合計で0.1 パーセント）表示料率より引き下げる。

なお、この場合、県の補給率は割引前の料率により計算する（県の補給率は、変更しない。）。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に定める特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成15年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（平成37年法律第150号）の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 5 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第3 (第3条、第5条、第6条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成18年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区 分	%	割引料 率適用		
平成 18 年度分	経営支援融資制度	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
				特別小口	無し	0.90	0.10
		経営安定関連等	無し	0.90	0.10		
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
	0.59			有り	1.10	0.10	
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等			無し	0.90	0.10	
	売掛債権担保融資	売掛債権担保	0.45	無し	0.85	0.10	
	下請経営安定融資	特殊	1.06	有り	1.87	0.10	
			0.96	有り	1.70	0.10	
			0.85	有り	1.53	0.10	
			0.75	有り	1.36	0.10	
			0.62	有り	1.15	0.10	
			0.49	有り	0.94	0.10	
	季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
			経営安定関連等	無し	0.90	0.10	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料 率適用		
平成 18 年度分	特別 融資 制度	中核企業支援融資 起業化支援融資 新事業展開支援融資 環境保全促進融資 福祉関連事業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		
	産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	事業再生支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料 率適用		
平成 18 年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20	0.10
				0.00	無し	2.00	0.10
	0.00			無し	1.80	0.10	
	0.00			無し	1.60	0.10	
	0.00			無し	1.35	0.10	
	0.00			無し	1.10	0.10	
	0.00			無し	0.90	0.10	
	0.00			無し	0.70	0.10	
	0.00			無し	0.50	0.10	
	経営安定関連等		0.00	無し	0.90	0.10	
	激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10		

(注)

- 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第4（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成19年4月1日から平成19年9月30日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %	
		区分	%	割引料 率適用			
平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平 成 19 年 9 月 30 日 分	経営 支 援 融 資 制 度	無担保融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		特別小口	0.40	無し	0.90	0.10	
		経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10	
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資 子育て支援企業融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
	1.14			有り	2.00	0.10	
	1.02			有り	1.80	0.10	
	0.90			有り	1.60	0.10	
	0.74			有り	1.35	0.10	
	0.59			有り	1.10	0.10	
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	売掛債権担保融資	売掛債権担保	0.45	無し	0.85	0.10	
	下請経営安定融資	特殊	1.06	有り	1.87	0.10	
			0.96	有り	1.70	0.10	
			0.85	有り	1.53	0.10	
			0.75	有り	1.36	0.10	
			0.62	有り	1.15	0.10	
			0.49	有り	0.94	0.10	
			0.45	有り	0.77	0.10	
	季節融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
			経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会負担率 %
			区分	%	割引料率適用		
平成19年4月1日～平成19年9月30日分	特別融資制度	中核企業支援融資 起業化支援融資 新事業展開支援融資 環境保全促進融資 福祉関連事業支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		地震災害防止対策融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
	0.55			有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	補助事業等支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		
	産業活性化融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.40	無し	0.90	0.10		
	事業承継融資 事業再生支援融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10	
			1.14	有り	2.00	0.10	
			1.02	有り	1.80	0.10	
			0.90	有り	1.60	0.10	
			0.74	有り	1.35	0.10	
			0.59	有り	1.10	0.10	
			0.55	有り	0.90	0.10	
	経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率			基本保証料率 %	協会 負担率 %
			区分	%	割引料率適用		
平成19年4月1日～平成19年9月30日分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.27	有り	2.20	0.10
				1.14	有り	2.00	0.10
				1.02	有り	1.80	0.10
				0.90	有り	1.60	0.10
				0.74	有り	1.35	0.10
				0.59	有り	1.10	0.10
				0.55	有り	0.90	0.10
		経営安定関連等	0.10	無し	0.90	0.10	
		災害対策特別融資	一般	0.00	無し	2.20	0.10
	0.00			無し	2.00	0.10	
	0.00			無し	1.80	0.10	
	0.00			無し	1.60	0.10	
	0.00			無し	1.35	0.10	
	0.00			無し	1.10	0.10	
	0.00			無し	0.90	0.10	
	0.00			無し	0.70	0.10	
	0.00			無し	0.50	0.10	
	経営安定関連等	0.00	無し	0.90	0.10		
激甚災害	0.00	無し	0.90	0.10			

(注)

- 「割引料率適用」欄に「有り」とあるものは、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「経営安定関連等」とは、平成18年4月1日実施の信用保険料率見直しに当たり、料率が据え置かれた保険が付保される場合をいう。
- 「区分」欄の「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定により、中小企業信用保険法による災害関連保証の特例が適用される場合をいう。
- 保証料率については、保証額に対する料率とする。

別表第5（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成19年10月1日から平成20年3月31日までの分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成 19年 10月 1日 ～ 平成 20年 3月 31日 分	経営 支援 融資 制度	無担保融資（特別小口）	特別小口	0.40	0.90	0.10		
		無担保融資(経済対策小口)	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
				小規模企業融資	0.94	1.75	0.09	0.10
				経済変動対策融資	0.82	1.55	0.09	0.10
				借換え融資	0.70	1.35	0.09	0.10
				子育て支援企業融資	0.55	1.15	0.09	0.10
					0.46	1.00	0.09	0.10
					0.42	0.80	0.09	0.10
			0.36	0.60	0.17			
			0.21	0.45	0.17			
			特別 A	0.40	0.76	0.09		
			特別 B	0.40	0.90	0.10		
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10		
				1.14	2.00	0.10		
	1.02			1.80	0.10			
	0.90			1.60	0.10			
	0.74			1.35	0.10			
	0.59			1.10	0.10			
	0.55			0.90	0.10			
	特別 A			0.40	0.90	0.10		
	特別 B			0.40	0.90	0.10		
	流動資産担保融資			流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10		
			0.91	1.49	0.09	0.10		
			0.80	1.32	0.09	0.10		
			0.70	1.15	0.09	0.10		
			0.57	0.98	0.09	0.10		
			0.44	0.85	0.09	0.10		
			0.40	0.68	0.09	0.10		
	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10		
			1.04	1.75	0.09	0.10		
			0.92	1.55	0.09	0.10		
0.80			1.35	0.09	0.10			
0.64			1.15	0.09	0.10			
0.50			1.00	0.09	0.10			
0.45			0.80	0.09	0.10			
0.40			0.60	0.17				
0.25			0.45	0.17				
特別 A			0.40	0.76	0.09			
特別 B			0.40	0.90	0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率					
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)				
平成 19年 10月 1日 ～平成 20年 3月 31日分	特別 融資 制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10				
		起業化支援融資		0.94				1.75	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.82				1.55	0.09	0.10	
		環境保全促進融資		0.70				1.35	0.09	0.10	
		福祉関連事業支援融資		0.55				1.15	0.09	0.10	
		補助事業等支援融資		0.46				1.00	0.09	0.10	
		こうち産業振興基金助成企業融資		0.42				0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36				0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21				0.45	0.17		
				特別 A				0.10	0.76	0.09	
				特別 B				0.10	0.90	0.10	
				一般				1.07	1.90	0.09	0.10
								0.94	1.75	0.09	0.10
								0.82	1.55	0.09	0.10
			0.70	1.35	0.09	0.10					
			0.55	1.15	0.09	0.10					
			0.46	1.00	0.09	0.10					
			0.42	0.80	0.09	0.10					
			0.36	0.60	0.17						
			0.21	0.45	0.17						
			特別 A	0.40	0.76	0.09					
			特別 B	0.40	0.90	0.10					
		災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10			
					0.94				1.75	0.09	0.10
					0.82				1.55	0.09	0.10
					0.70				1.35	0.09	0.10
					0.55				1.15	0.09	0.10
					0.46				1.00	0.09	0.10
			0.42		0.80				0.09	0.10	
			0.36		0.60				0.17		
			0.21		0.45				0.17		
			特別 A		0.10				0.76	0.09	
			特別 B		0.10				0.90	0.10	
			一般		0.00				1.90	0.09	0.10
					0.00				1.75	0.09	0.10
					0.00				1.55	0.09	0.10
			0.00	1.35	0.09	0.10					
			0.00	1.15	0.09	0.10					
			0.00	1.00	0.09	0.10					
			0.00	0.80	0.09	0.10					
			0.00	0.60	0.09	0.10					
			0.00	0.45	0.09	0.10					
			特別 A	0.00	0.76	0.09					
			特別 B	0.00	0.90	0.10					

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 24 条第 1 項に規定する創業関連保証、中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 無担保融資（特別小口）又は災害対策特別融資を除く融資は、日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者（個人事業者を除く。）については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から 0.1 パーセント引き下げる場合がある。

別表第6（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成20年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度	保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
	区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成20年度分 経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10
	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09
	経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09
	借換え融資		0.82	1.55	0.09
	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09
			0.55	1.15	0.09
			0.46	1.00	0.09
			0.42	0.80	0.09
			0.36	0.60	0.17
			0.21	0.45	0.17
			特別 A	0.40	0.76
		特別 B	0.40	0.90	0.10
	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10
			1.14	2.00	0.10
			1.02	1.80	0.10
			0.90	1.60	0.10
			0.74	1.35	0.10
			0.59	1.10	0.10
			0.55	0.90	0.10
			特別 A	0.40	0.90
	特別 B	0.40	0.90	0.10	
	安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.09
			0.25	0.80	0.09
	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08
	下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09
			0.91	1.49	0.09
			0.80	1.32	0.09
0.70			1.15	0.09	
0.57			0.98	0.09	
0.44			0.85	0.09	
0.40			0.68	0.09	
季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	
		1.04	1.75	0.09	
		0.92	1.55	0.09	
		0.80	1.35	0.09	
		0.64	1.15	0.09	
		0.50	1.00	0.09	
		0.45	0.80	0.09	
		0.40	0.60	0.17	
		0.25	0.45	0.17	
		特別 A	0.40	0.76	0.09
		特別 B	0.40	0.90	0.10

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 20 年度分	特別 融資 制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
			特別 A	0.10	0.76	0.09		
			特別 B	0.10	0.90	0.10		
			海外投資	0.55	1.14	0.09	0.10	
			特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
					1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10	
				0.80	1.35	0.09	0.10	
				0.64	1.15	0.09	0.10	
				0.50	1.00	0.09	0.10	
				0.45	0.80	0.09	0.10	
				0.40	0.60	0.17		
				0.25	0.45	0.17		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
			特別小口	0.10	0.90	0.10		
		災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
					0.94	1.75	0.09	0.10
				0.82	1.55	0.09	0.10	
				0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
			特別 A	0.10	0.76	0.09		
			特別 B	0.10	0.90	0.10		
	災害対策特別融資		一般	0.00	1.90	0.09	0.10	
				0.00	1.75	0.09	0.10	
				0.00	1.55	0.09	0.10	
			0.00	1.35	0.09	0.10		
			0.00	1.15	0.09	0.10		
			0.00	1.00	0.09	0.10		
			0.00	0.80	0.09	0.10		
			0.00	0.60	0.09	0.10		
			0.00	0.45	0.09	0.10		
		特別 A	0.00	0.76	0.09			
		特別 B	0.00	0.90	0.10			

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)等、平成 18 年 4 月 1 日実施の信用保険料率見直しに当たり料率の弾力化が行われなかった保険に関わる保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 12 条第 1 項に既定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める原材料価格高騰対応等緊急保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が適用される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）年第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が適用される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「円滑化」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が適用される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「海外投資」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険が付される場合をいう。
- 11 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者については、協会が割り引きし、保証料率を表示料率から 0.1 パーセント引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第7（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成21年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成21年度分 経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10			
	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10		
	経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09	0.10		
	借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10		
	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10		
			0.55	1.15	0.09	0.10		
			0.46	1.00	0.09	0.10		
			0.42	0.80	0.09	0.10		
			0.36	0.60	0.17			
			0.21	0.45	0.17			
			特別 A	0.40	0.90	0.10		
		特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10		
		特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10		
		特別 D	0.40	0.76	0.09			
	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10			
			1.14	2.00	0.10			
			1.02	1.80	0.10			
			0.90	1.60	0.10			
			0.74	1.35	0.10			
			0.59	1.10	0.10			
			0.55	0.90	0.10			
				特別 A	0.40	0.90	0.10	
				特別 D	0.40	0.90	0.10	
			安心実現のための高知県緊急融資	緊急	0.30	0.80	0.00	
	0.25	0.80			0.00			
	経済危機対応資金繰り 円滑化 融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10		
			0.94	1.75	0.00	0.10		
			0.82	1.55	0.00	0.10		
			0.70	1.35	0.00	0.10		
			0.55	1.15	0.00	0.10		
			0.46	1.00	0.00	0.10		
			0.42	0.80	0.00	0.10		
			0.36	0.60	0.00	0.10		
0.21			0.45	0.00	0.10			
			特別 A	0.40	0.90	0.00		
			特別 B	0.55	1.14	0.00	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0.00	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.00		
流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08				
下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10			
		0.91	1.49	0.09	0.10			
		0.80	1.32	0.09	0.10			
		0.70	1.15	0.09	0.10			
		0.57	0.98	0.09	0.10			
		0.44	0.85	0.09	0.10			
		0.40	0.68	0.09	0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成 21 年度分	経営 支援 融資 制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成21年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
			特別A	0.10	0.90	0.10		
			特別B	0.55	1.14	0.09	0.10	
			特別C	0.50	1.06	0.09	0.10	
			特別D	0.10	0.76	0.09		
			特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10	
				0.92	1.55	0.09	0.10	
				0.80	1.35	0.09	0.10	
				0.64	1.15	0.09	0.10	
				0.50	1.00	0.09	0.10	
				0.45	0.80	0.09	0.10	
				0.40	0.60	0.17		
				0.25	0.45	0.17		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
			特別小口	0.10	0.90	0.10		
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10	
				0.82	1.55	0.09	0.10	
				0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
				特別A	0.10	0.90	0.10	
				特別B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別D	0.10	0.76	0.09	
			災害対策特別融資	一般	一般	0.00	1.90	0.09
					0.00	1.75	0.09	0.10
					0.00	1.55	0.09	0.10
					0.00	1.35	0.09	0.10
					0.00	1.15	0.09	0.10
					0.00	1.00	0.09	0.10
					0.00	0.80	0.09	0.10
					0.00	0.60	0.09	0.10
					0.00	0.45	0.09	0.10
				特別A	0.00	0.90	0.10	
				特別B	0.00	1.14	0.09	0.10
				特別C	0.00	1.06	0.09	0.10
				特別D	0.00	0.76	0.09	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）第 33 条第 1 項に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法第 51 条に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 条）第 12 条第 1 項に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律 101 号）第 4 条第 6 項に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 6 条第 1 項に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 5 条の 3 第 1 項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）第 6 条第 1 項に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 43 条第 1 項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証、同条第 3 項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 13 条第 1 項に規定する経営革新関連保証、同条第 3 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 7 条第 1 項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）第 8 条第 1 項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 18 条第 1 項に規定する地域産業集積関連保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 8 条第 1 項に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1 から 10 までに定める場合を除く。）をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第8（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成22年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成22年度分 経営支援融資制度	特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0.10		
	小規模企業融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
	経済変動対策融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
	借換え融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
	子育て支援企業融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
			0.55	1.15	0.09	0.10	
			0.46	1.00	0.09	0.10	
			0.42	0.80	0.09	0.10	
			0.36	0.60	0.17		
			0.21	0.45	0.17		
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
		特別 B	0.55	1.14	0.09	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0.09	0.10	
		特別 D	0.40	0.76	0.09		
	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10		
			1.14	2.00	0.10		
			1.02	1.80	0.10		
			0.90	1.60	0.10		
			0.74	1.35	0.10		
			0.59	1.10	0.10		
			0.55	0.90	0.10		
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.90	0.10	
	安心実現のための高知県緊急融資		緊急	0.30	0.80	0.00	
		0.25		0.80	0.00		
	経済危機対応資金繰り 円滑化融資	一般	1.07	1.90	0.00	0.10	
			0.94	1.75	0.00	0.10	
			0.82	1.55	0.00	0.10	
			0.70	1.35	0.00	0.10	
			0.55	1.15	0.00	0.10	
			0.46	1.00	0.00	0.10	
			0.42	0.80	0.00	0.10	
			0.36	0.60	0.00	0.10	
	0.21		0.45	0.00	0.10		
	特別 A		0.40	0.90	0.00		
	特別 B		0.55	1.14	0.00	0.10	
	特別 C		0.50	1.06	0.00	0.10	
	特別 D		0.40	0.76	0.00		
流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08			
下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10		
		0.91	1.49	0.09	0.10		
		0.80	1.32	0.09	0.10		
		0.70	1.15	0.09	0.10		
		0.57	0.98	0.09	0.10		
		0.44	0.85	0.09	0.10		
	0.40	0.68	0.09	0.10			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成22年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
				0.92	1.55	0.09	0.10
				0.80	1.35	0.09	0.10
				0.64	1.15	0.09	0.10
				0.50	1.00	0.09	0.10
				0.45	0.80	0.09	0.10
				0.40	0.60	0.17	
				0.25	0.45	0.17	
			特別 A	0.40	0.90	0.10	
			特別 D	0.40	0.76	0.09	

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成22年度分	特別融資制度	中核企業支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10	
		産業活性化融資		0.94	1.75	0.09	0.10	
		商業・観光業支援融資		0.82	1.55	0.09	0.10	
		事業環境整備促進融資		0.70	1.35	0.09	0.10	
		経営革新等支援融資		0.55	1.15	0.09	0.10	
		創業等支援融資(創業C)		0.46	1.00	0.09	0.10	
		新事業展開支援融資		0.42	0.80	0.09	0.10	
		事業承継融資		0.36	0.60	0.17		
		事業再生支援融資		0.21	0.45	0.17		
			特別A	0.10	0.90	0.10		
			特別B	0.55	1.14	0.09	0.10	
			特別C	0.50	1.06	0.09	0.10	
			特別D	0.10	0.76	0.09		
			特定信用状関連融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10	
				0.92	1.55	0.09	0.10	
				0.80	1.35	0.09	0.10	
				0.64	1.15	0.09	0.10	
				0.50	1.00	0.09	0.10	
				0.45	0.80	0.09	0.10	
				0.40	0.60	0.17		
				0.25	0.45	0.17		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10		
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10		
		事業再生円滑化融資	円滑化	1.07	1.76	0.08		
			特別小口	0.10	0.90	0.10		
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
				0.94	1.75	0.09	0.10	
				0.82	1.55	0.09	0.10	
				0.70	1.35	0.09	0.10	
				0.55	1.15	0.09	0.10	
				0.46	1.00	0.09	0.10	
				0.42	0.80	0.09	0.10	
				0.36	0.60	0.17		
				0.21	0.45	0.17		
				特別A	0.10	0.90	0.10	
				特別B	0.55	1.14	0.09	0.10
				特別C	0.50	1.06	0.09	0.10
				特別D	0.10	0.76	0.09	
			災害対策特別融資	一般	一般	0.00	1.90	0.09
					0.00	1.75	0.09	0.10
					0.00	1.55	0.09	0.10
					0.00	1.35	0.09	0.10
					0.00	1.15	0.09	0.10
					0.00	1.00	0.09	0.10
					0.00	0.80	0.09	0.10
					0.00	0.60	0.09	0.10
					0.00	0.45	0.09	0.10
				特別A	0.00	0.90	0.10	
				特別B	0.00	1.14	0.09	0.10
				特別C	0.00	1.06	0.09	0.10
				特別D	0.00	0.76	0.09	

(注)

- 1 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 2 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「緊急」とは、国が定める景気対応緊急保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）（以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「事業再生円滑化」とは、産活法に規定する事業再生円滑化関連保証が付される場合をいう。
- 8 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 9 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 10 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 11 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 10 までに定める場合を除く。)をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 12 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げることがある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第9（第3条、第5条、第6条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成23年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成23年度分	経営支援融資制度	平成23年度 安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急7	0.49	1.90	0.00	0.10	
					0.46	1.75	0.00	0.10	
					0.40	1.55	0.00	0.10	
					0.35	1.35	0.00	0.10	
					0.30	1.15	0.00	0.10	
					0.26	1.00	0.00	0.10	
					0.21	0.80	0.00	0.10	
			0.16	0.60	0.00	0.10			
			0.12	0.45	0.00	0.10			
			特別A	0.30	0.90	0.00			
			特別B	0.55	1.14	0.00	0.10		
			特別C	0.50	1.06	0.00	0.10		
			特別D	0.30	0.76	0.00			
			(10年)	緊急10	0.42	1.90	0.00	0.10	
					0.39	1.75	0.00	0.10	
					0.34	1.55	0.00	0.10	
					0.30	1.35	0.00	0.10	
					0.25	1.15	0.00	0.10	
					0.22	1.00	0.00	0.10	
					0.18	0.80	0.00	0.10	
					0.13	0.60	0.00	0.10	
		0.11			0.45	0.00	0.10		
		特別A			0.25	0.90	0.00		
		特別B			0.55	1.14	0.00	0.10	
		特別C			0.50	1.06	0.00	0.10	
		特別D			0.25	0.76	0.00		
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0.10	
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資			一般	1.07	1.90	0.09	0.10
						0.94	1.75	0.09	0.10
			0.82	1.55		0.09	0.10		
			0.70	1.35		0.09	0.10		
			0.55	1.15		0.09	0.10		
			0.46	1.00		0.09	0.10		
			0.42	0.80		0.09	0.10		
			0.36	0.60		0.17			
			0.21	0.45		0.17			
			特別A	0.40		0.90	0.10		
			特別B	0.55		1.14	0.09	0.10	
			特別C	0.50		1.06	0.09	0.10	
			特別D	0.40		0.76	0.09		
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0.10			
				1.14	2.00	0.10			
				1.02	1.80	0.10			
				0.90	1.60	0.10			
				0.74	1.35	0.10			
				0.59	1.10	0.10			
				0.55	0.90	0.10			
特別A	0.40			0.90	0.10				
特別D	0.40			0.90	0.10				

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成23年度分	経営支援融資制度	流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0.08	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0.09	0.10
				0.91	1.49	0.09	0.10
				0.80	1.32	0.09	0.10
				0.70	1.15	0.09	0.10
				0.57	0.98	0.09	0.10
				0.44	0.85	0.09	0.10
		0.40	0.68	0.09	0.10		
		季節融資	短期	1.17	1.90	0.09	0.10
				1.04	1.75	0.09	0.10
	0.92			1.55	0.09	0.10	
	0.80			1.35	0.09	0.10	
	0.64			1.15	0.09	0.10	
	0.50			1.00	0.09	0.10	
	0.45			0.80	0.09	0.10	
	0.40			0.60	0.17		
	0.25	0.45	0.17				
	特別 A	0.40	0.90	0.10			
	特別 D	0.40	0.76	0.09			
	特別融資制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0.09	0.10
0.94				1.75	0.09	0.10	
0.82				1.55	0.09	0.10	
0.70				1.35	0.09	0.10	
0.55				1.15	0.09	0.10	
0.46				1.00	0.09	0.10	
0.42				0.80	0.09	0.10	
0.36				0.60	0.17		
0.21				0.45	0.17		
特別 A				0.10	0.90	0.10	
特別 B				0.55	1.14	0.09	0.10
特別 C				0.50	1.06	0.09	0.10
特別 D	0.10	0.76	0.09				
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0.10			
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0.10			
災害対策特別支援融資制度	災害対策特別融資	特別 A					
		0.00	0.90	0.00			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。

4 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。

5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。

6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 条）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より 0.1 パーセントを引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第 10（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 24 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 24 年度分	経営 支援 融資 制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
			0.16	0.60	0	0.10		
			0.12	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.30	0.90	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.30	0.76	0		
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
		0.39			1.75	0	0.10	
		0.34			1.55	0	0.10	
		0.30			1.35	0	0.10	
		0.25			1.15	0	0.10	
		0.22			1.00	0	0.10	
		0.18			0.80	0	0.10	
		0.13			0.60	0	0.10	
		0.11			0.45	0	0.10	
		特別 A			0.25	0.90	0	
		特別 B			0.55	1.14	0	0.10
		特別 C			0.50	1.06	0	0.10
		特別 D			0.25	0.76	0	
		特別小口融資			特別小口	0.40	0.90	0
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
0.46	1.00			0	0.10			
0.42	0.80			0	0.10			
0.36	0.60			0	0.10			
0.21	0.45			0	0.10			
特別 A	0.40			0.90	0			
特別 B	0.55			1.14	0	0.10		
特別 C	0.50			1.06	0	0.10		
特別 D	0.40			0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成24年度分	経営支援融資制度	小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
				0.30	0.50	0	-
				特別 A	0.40	0.90	0
	特別 D	0.40	0.90	0	-		
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
				0.40	0.68	0	0.10
				0.35	0.51	0	0.10
		0.22	0.39	0	0.10		
		季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10
				1.04	1.75	0	0.10
				0.92	1.55	0	0.10
				0.80	1.35	0	0.10
				0.64	1.15	0	0.10
				0.50	1.00	0	0.10
				0.45	0.80	0	0.10
				0.40	0.60	0	0.10
				0.25	0.45	0	0.10
	特別 A			0.40	0.90	0	
	特別 D	0.40	0.76	0			

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成24年度分	特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震対策	0.34	1.90	0	0.10
				0.31	1.75	0	0.10
				0.27	1.55	0	0.10
				0.24	1.35	0	0.10
				0.20	1.15	0	0.10
				0.18	1.00	0	0.10
				0.14	0.80	0	0.10
				0.12	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
				特別 A	0.20	0.90	0
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.20	0.76	0	0	
		中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
	0.94			1.75	0	0.10	
	0.82			1.55	0	0.10	
	0.70			1.35	0	0.10	
	0.55			1.15	0	0.10	
	0.46			1.00	0	0.10	
	0.42			0.80	0	0.10	
	0.36			0.60	0	0.10	
	0.21			0.45	0	0.10	
	特別 A			0.10	0.90	0	0
	特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
特別 D	0.10	0.76	0	0			
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-		
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率	
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)
平成24年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.10	0.76	0	
			災害対策特別融資	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
	0.00	1.75				0	0.10
	0.00	1.55				0	0.10
	0.00	1.35				0	0.10
	0.00	1.15				0	0.10
	0.00	1.00				0	0.10
	0.00	0.80				0	0.10
	0.00	0.60				0	0.10
	0.00	0.45			0	0.10	
	特別 A	0.00			0.90	0	
	特別 B	0.00			1.14	0	0.10
	特別 C	0.00			1.06	0	0.10
	特別 D	0.00	0.76	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（平成 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。  
なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。
- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確

保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1から8までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 10 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認することができる中小企業者について、表示料率より0.1パーセントを引き下げる場合がある。ただし、個人事業者である場合を除く。

別表第 11 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 25 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率				
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)			
平成 25 年度分	経営支援融資制度	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10		
				0.46	1.75	0	0.10		
				0.40	1.55	0	0.10		
				0.35	1.35	0	0.10		
				0.30	1.15	0	0.10		
				0.26	1.00	0	0.10		
				0.21	0.80	0	0.10		
				0.16	0.60	0	0.10		
				0.12	0.45	0	0.10		
				※0.30	※1.15	0	0.10		
			緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10		
				0.46	1.55	0	0.10		
				0.40	1.35	0	0.10		
				0.35	1.15	0	0.10		
				0.30	1.00	0	0.10		
				0.26	0.80	0	0.10		
				0.21	0.60	0	0.10		
				0.16	0.45	0	0.10		
				0.12	0.45	0	0.10		
				※0.30	※1.15	0	0.10		
			緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10		
				0.46	1.80	0	0.10		
				0.40	1.60	0	0.10		
				0.35	1.35	0	0.10		
				0.30	1.10	0	0.10		
				0.26	0.90	0	0.10		
				0.21	0.70	0	0.10		
				0.16	0.50	0	0.10		
				0.12	0.50	0	0.10		
				※0.30	※1.35	0	0.10		
			特別 A	0.30	0.90	0	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
			特別 D	0.30	0.76	0	0		
			(10 年)		緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
						0.39	1.75	0	0.10
						0.34	1.55	0	0.10
						0.30	1.35	0	0.10
						0.25	1.15	0	0.10
						0.22	1.00	0	0.10
						0.18	0.80	0	0.10
						0.13	0.60	0	0.10
						0.11	0.45	0	0.10
						0.11	0.45	0	0.10
					緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
						0.39	1.55	0	0.10
						0.34	1.35	0	0.10
						0.30	1.15	0	0.10
						0.25	1.00	0	0.10
						0.22	0.80	0	0.10
0.18	0.60	0				0.10			
0.13	0.45	0				0.10			
0.11	0.45	0				0.10			
0.11	0.45	0				0.10			

平成25年度分	経営支援融資制度	(10年)	※0.25	※1.15	0	0.10	
			緊急10	0.42	2.00	0	0.10
			(経営力強化保証・責任共有対象外)	0.39	1.80	0	0.10
				0.34	1.60	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.10	0	0.10
				0.22	0.90	0	0.10
				0.18	0.70	0	0.10
				0.13	0.50	0	0.10
			0.11	0.50	0	0.10	
			※0.25	※1.35	0	0.10	
			特別A	0.25	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0	0	
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10	
			特別A	0.40	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.40	0.76	0	0
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
			0.30	0.50	0	-	
			特別A	0.40	0.90	0	-
			特別D	0.40	0.90	0	-
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	0
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
0.40	0.68			0	0.10		
0.35	0.51			0	0.10		
0.22	0.39	0	0.10				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成25年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
				1.04	1.75	0	0.10	
				0.92	1.55	0	0.10	
				0.80	1.35	0	0.10	
				0.64	1.15	0	0.10	
				0.50	1.00	0	0.10	
				0.45	0.80	0	0.10	
				0.40	0.60	0	0.10	
				0.25	0.45	0	0.10	
			特別 A	0.40	0.90	0		
特別 D	0.40	0.76	0					
特別融資制度	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10		
			0.31	1.75	0	0.10		
			0.27	1.55	0	0.10		
			0.24	1.35	0	0.10		
			0.20	1.15	0	0.10		
			0.18	1.00	0	0.10		
			0.14	0.80	0	0.10		
			0.12	0.60	0	0.10		
			0.11	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.20	0.90	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.20	0.76	0		
			中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
					0.94	1.75	0	0.10
					0.82	1.55	0	0.10
					0.70	1.35	0	0.10
					0.55	1.15	0	0.10
					0.46	1.00	0	0.10
0.42	0.80	0			0.10			
0.36	0.60	0			0.10			
0.21	0.45	0			0.10			
特別 A	0.10	0.90			0			
特別 B	0.55	1.14			0	0.10		
特別 C	0.50	1.06			0	0.10		
特別 D	0.10	0.76			0			
創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-			
創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-			

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成25年度分	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
				0.46	1.00	0	0.10	
				0.42	0.80	0	0.10	
				0.36	0.60	0	0.10	
				0.21	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.10	0.90	0	0
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.10	0.76	0	0
				災害対策特別融資	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90
	0.00	1.75	0				0.10	
	0.00	1.55	0				0.10	
	0.00	1.35	0				0.10	
	0.00	1.15	0				0.10	
	0.00	1.00	0				0.10	
	0.00	0.80	0				0.10	
	0.00	0.60	0				0.10	
	0.00	0.45	0				0.10	
	特別 A	0.00	0.90				0	0
	特別 B	0.00	1.14				0	0.10
	特別 C	0.00	1.06				0	0.10
	特別 D	0.00	0.76	0	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成 11 年法律第 131 号。以下「産活法」という。)に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農工商等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確

保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合（1から8までに定める場合を除く。）をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割り引かれる場合がある。

11 別表第11の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

- ①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 12（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率（平成 26 年度分）

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 26 年度分	経営支援融資制度 安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
				0.46	1.75	0	0.10
				0.40	1.55	0	0.10
				0.35	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.26	1.00	0	0.10
				0.21	0.80	0	0.10
				0.16	0.60	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
			緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10
				0.46	1.55	0	0.10
				0.40	1.35	0	0.10
				0.35	1.15	0	0.10
				0.30	1.00	0	0.10
				0.26	0.80	0	0.10
				0.21	0.60	0	0.10
				0.16	0.45	0	0.10
				0.12	0.45	0	0.10
			緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	※0.30	※1.15	0	0.10
		0.49		2.00	0	0.10	
		0.46		1.80	0	0.10	
		0.40		1.60	0	0.10	
		0.35		1.35	0	0.10	
		0.30		1.10	0	0.10	
		0.26		0.90	0	0.10	
		0.21		0.70	0	0.10	
		0.16		0.50	0	0.10	
		0.12	0.50	0	0.10		
		※0.30	※1.35	0	0.10		
		特別 A	0.30	0.90	0	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
			特別 D	0.30	0.76	0	0
		(10 年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
				0.39	1.75	0	0.10
				0.34	1.55	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.15	0	0.10
				0.22	1.00	0	0.10
				0.18	0.80	0	0.10
				0.13	0.60	0	0.10
				0.11	0.45	0	0.10
			緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
				0.39	1.55	0	0.10
				0.34	1.35	0	0.10
				0.30	1.15	0	0.10
				0.25	1.00	0	0.10
0.22	0.80			0	0.10		
0.18	0.60			0	0.10		
0.13	0.45			0	0.10		
0.11	0.45			0	0.10		

平成26年度分	経営支援融資制度	(10年)	※0.25	※1.15	0	0.10	
			緊急10	0.42	2.00	0	0.10
			(経営力強化保証・責任共有対象外)	0.39	1.80	0	0.10
				0.34	1.60	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.10	0	0.10
				0.22	0.90	0	0.10
				0.18	0.70	0	0.10
				0.13	0.50	0	0.10
			0.11	0.50	0	0.10	
			※0.25	※1.35	0	0.10	
			特別A	0.25	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0	0	
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10	
			特別A	0.40	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.40	0.76	0	0
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
			0.30	0.50	0	-	
			特別A	0.40	0.90	0	-
		特別D	0.40	0.90	0	-	
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	0
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
0.40	0.68			0	0.10		
0.35	0.51			0	0.10		
0.22	0.39			0	0.10		

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成26年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
				1.04	1.75	0	0.10	
				0.92	1.55	0	0.10	
				0.80	1.35	0	0.10	
				0.64	1.15	0	0.10	
				0.50	1.00	0	0.10	
				0.45	0.80	0	0.10	
				0.40	0.60	0	0.10	
				0.25	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.40	0.90	0	
	特別 D	0.40	0.76	0				
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
0.12					0.45	0	0.10	
特別 A					0.30	0.90	0	
特別 B					0.55	1.14	0	0.10
特別 C					0.50	1.06	0	0.10
特別 D					0.30	0.76	0	
						(10年)	緊急 10	0.42
		0.39	1.75	0				0.10
		0.34	1.55	0				0.10
		0.30	1.35	0				0.10
		0.25	1.15	0				0.10
		0.22	1.00	0				0.10
		0.18	0.80	0				0.10
		0.13	0.60	0				0.10
特別 A		0.25	0.90	0				
特別 B	0.55	1.14	0	0.10				
特別 C	0.50	1.06	0	0.10				
特別 D	0.25	0.76	0					
	南海地震・節電対策融資		地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
				0.14	0.80	0	0.10	
				0.12	0.60	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.20	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.20	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成 26 年度分	特別 融資 制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
				0.94	1.75	0	0.10	
				0.82	1.55	0	0.10	
				0.70	1.35	0	0.10	
				0.55	1.15	0	0.10	
				0.46	1.00	0	0.10	
				0.42	0.80	0	0.10	
				0.36	0.60	0	0.10	
				0.21	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.10	0.90	0	
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10		
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10		
		特別 D	0.10	0.76	0			
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-	
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-	
災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10		
			0.94	1.75	0	0.10		
			0.82	1.55	0	0.10		
			0.70	1.35	0	0.10		
			0.55	1.15	0	0.10		
			0.46	1.00	0	0.10		
			0.42	0.80	0	0.10		
			0.36	0.60	0	0.10		
			0.21	0.45	0	0.10		
			特別 A	0.10	0.90	0		
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
			特別 D	0.10	0.76	0		
			災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
					0.00	1.75	0	0.10
	0.00	1.55			0	0.10		
	0.00	1.35			0	0.10		
	0.00	1.15			0	0.10		
	0.00	1.00			0	0.10		
	0.00	0.80			0	0.10		
		0.00	0.60	0	0.10			
		0.00	0.45	0	0.10			
	特別 A	0.00	0.90	0				
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10			
	特別 C	0.00	1.06	0	0.10			
	特別 D	0.00	0.76	0				

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第

18号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。

6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割引かれる場合がある。

11 別表第12の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 13 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 27 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率				
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)			
平成 27 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7 年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10		
					0.46	1.75	0	0.10		
					0.40	1.55	0	0.10		
					0.35	1.35	0	0.10		
					0.30	1.15	0	0.10		
					0.26	1.00	0	0.10		
					0.21	0.80	0	0.10		
					0.16	0.60	0	0.10		
					0.12	0.45	0	0.10		
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10		
					0.46	1.55	0	0.10		
					0.40	1.35	0	0.10		
					0.35	1.15	0	0.10		
					0.30	1.00	0	0.10		
					0.26	0.80	0	0.10		
					0.21	0.60	0	0.10		
					0.16	0.45	0	0.10		
					0.12	0.45	0	0.10		
				※0.30	※1.15	0	0.10			
			緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	0.49	2.00	0	0.10			
				0.46	1.80	0	0.10			
				0.40	1.60	0	0.10			
				0.35	1.35	0	0.10			
				0.30	1.10	0	0.10			
				0.26	0.90	0	0.10			
				0.21	0.70	0	0.10			
				0.16	0.50	0	0.10			
				0.12	0.50	0	0.10			
			※0.30	※1.35	0	0.10				
			特別 A	0.30	0.90	0	0			
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10			
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10			
			特別 D	0.30	0.76	0	0			
			(10 年)			緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
							0.39	1.75	0	0.10
							0.34	1.55	0	0.10
							0.30	1.35	0	0.10
							0.25	1.15	0	0.10
							0.22	1.00	0	0.10
							0.18	0.80	0	0.10
							0.13	0.60	0	0.10
							0.11	0.45	0	0.10
						緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
							0.39	1.55	0	0.10
							0.34	1.35	0	0.10
							0.30	1.15	0	0.10
							0.25	1.00	0	0.10
0.22	0.80	0					0.10			
0.18	0.60	0					0.10			
0.13	0.45	0					0.10			
0.11	0.45	0					0.10			

平成27年度分	経営支援融資制度	(10年)	※0.25	※1.15	0	0.10	
			緊急10	0.42	2.00	0	0.10
			(経営力強化保証・責任共有対象外)	0.39	1.80	0	0.10
				0.34	1.60	0	0.10
				0.30	1.35	0	0.10
				0.25	1.10	0	0.10
				0.22	0.90	0	0.10
				0.18	0.70	0	0.10
				0.13	0.50	0	0.10
				0.11	0.50	0	0.10
			※0.25	※1.35	0	0.10	
			特別A	0.25	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
		特別C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別D	0.25	0.76	0	0	
		特別小口融資	特別小口	0.40	0.90	0	-
		小規模企業融資 経済変動対策融資 借換え融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
			0.21	0.45	0	0.10	
			特別A	0.40	0.90	0	0
			特別B	0.55	1.14	0	0.10
			特別C	0.50	1.06	0	0.10
			特別D	0.40	0.76	0	0
		小口零細企業融資	小口零細	1.27	2.20	0	-
				1.14	2.00	0	-
				1.02	1.80	0	-
				0.90	1.60	0	-
				0.74	1.35	0	-
				0.59	1.10	0	-
				0.55	0.90	0	-
				0.50	0.70	0	-
			0.30	0.50	0	-	
			特別A	0.40	0.90	0	-
		特別D	0.40	0.90	0	-	
		流動資産担保融資	流動資産担保	0.36	0.68	0	0
		下請経営安定融資	特殊	1.01	1.62	0	0.10
				0.91	1.49	0	0.10
				0.80	1.32	0	0.10
				0.70	1.15	0	0.10
				0.57	0.98	0	0.10
				0.44	0.85	0	0.10
0.40	0.68			0	0.10		
0.35	0.51			0	0.10		
0.22	0.39	0	0.10				

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成27年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10		
				1.04	1.75	0	0.10		
				0.92	1.55	0	0.10		
				0.80	1.35	0	0.10		
				0.64	1.15	0	0.10		
				0.50	1.00	0	0.10		
				0.45	0.80	0	0.10		
				0.40	0.60	0	0.10		
				0.25	0.45	0	0.10		
				特別 A	0.40	0.90	0		
特別 D	0.40	0.76	0						
特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10		
				0.46	1.75	0	0.10		
				0.40	1.55	0	0.10		
				0.35	1.35	0	0.10		
				0.30	1.15	0	0.10		
				0.26	1.00	0	0.10		
				0.21	0.80	0	0.10		
				0.16	0.60	0	0.10		
				0.12	0.45	0	0.10		
				特別 A	0.30	0.90	0		
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
				特別 D	0.30	0.76	0		
				(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10
						0.39	1.75	0	0.10
						0.34	1.55	0	0.10
						0.30	1.35	0	0.10
						0.25	1.15	0	0.10
	0.22	1.00	0			0.10			
	0.18	0.80	0			0.10			
	0.13	0.60	0			0.10			
	0.11	0.45	0			0.10			
	特別 A	0.25	0.90			0			
	特別 B	0.55	1.14			0	0.10		
	特別 C	0.50	1.06			0	0.10		
	特別 D	0.25	0.76	0					
	南海地震・節電対策融資	地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10			
			0.31	1.75	0	0.10			
			0.27	1.55	0	0.10			
			0.24	1.35	0	0.10			
0.20			1.15	0	0.10				
0.18			1.00	0	0.10				
0.14			0.80	0	0.10				
0.12			0.60	0	0.10				
0.11			0.45	0	0.10				
特別 A			0.20	0.90	0				
特別 B			0.55	1.14	0	0.10			
特別 C			0.50	1.06	0	0.10			
特別 D	0.20	0.76	0						

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成 27 年度 分	特別 融資 制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業等支援融資(創業C) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
				特別 A	0.10	0.90	0
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.10	0.76	0		
		創業等支援融資(創業A)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業等支援融資(創業B)	創業等	0.10	0.90	0	-
災害 対策 特別 支援 融資 制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10	
			0.94	1.75	0	0.10	
			0.82	1.55	0	0.10	
			0.70	1.35	0	0.10	
			0.55	1.15	0	0.10	
			0.46	1.00	0	0.10	
			0.42	0.80	0	0.10	
			0.36	0.60	0	0.10	
			0.21	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.10	0.90	0
		特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
		特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
		特別 D	0.10	0.76	0		
	災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10	
			0.00	1.75	0	0.10	
			0.00	1.55	0	0.10	
			0.00	1.35	0	0.10	
			0.00	1.15	0	0.10	
			0.00	1.00	0	0.10	
			0.00	0.80	0	0.10	
0.00			0.60	0	0.10		
0.00			0.45	0	0.10		
			特別 A	0.00	0.90	0	
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10		
	特別 C	0.00	1.06	0	0.10		
	特別 D	0.00	0.76	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第

18号)に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。

6 「区分」欄の「特別A」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

7 「区分」欄の「特別B」とは、中小企業信用保険法第3条の5に規定する公害防止保険、同法第3条の6に規定するエネルギー対策保険、同法第3条の7に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。

8 「区分」欄の「特別C」とは、中小企業信用保険法第3条の8に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

9 「区分」欄の「特別D」とは、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証(同法第2条第5項第7号又は第8号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成4年法律第88号)に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1から8までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

10 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より0.1パーセント割引かれる場合がある。

11 別表第13の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

別表第 14 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

高知県信用保証協会に対する保証料の補給の対象となる融資制度及び保証料率 (平成 28 年度分)

保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率			
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)		
平成 28 年度分	経営支援融資制度	安心実現のための 高知県緊急融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10	
					0.46	1.75	0	0.10	
					0.40	1.55	0	0.10	
					0.35	1.35	0	0.10	
					0.30	1.15	0	0.10	
					0.26	1.00	0	0.10	
					0.21	0.80	0	0.10	
					0.16	0.60	0	0.10	
					0.12	0.45	0	0.10	
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.49	1.75	0	0.10	
					0.46	1.55	0	0.10	
					0.40	1.35	0	0.10	
					0.35	1.15	0	0.10	
					0.30	1.00	0	0.10	
					0.26	0.80	0	0.10	
					0.21	0.60	0	0.10	
					0.16	0.45	0	0.10	
					0.12	0.45	0	0.10	
				緊急 7 (経営力強化保証・ 責任共有対象外)	※0.30	※1.15	0	0.10	
					0.49	2.00	0	0.10	
					0.46	1.80	0	0.10	
					0.40	1.60	0	0.10	
					0.35	1.35	0	0.10	
					0.30	1.10	0	0.10	
			0.26		0.90	0	0.10		
			0.21		0.70	0	0.10		
			0.16		0.50	0	0.10		
			特別 A	0.30	0.90	0	0		
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10	
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10	
				特別 D	0.30	0.76	0	0	
			(10年)	緊急 10	0.42	1.90	0	0.10	
					0.39	1.75	0	0.10	
					0.34	1.55	0	0.10	
					0.30	1.35	0	0.10	
					0.25	1.15	0	0.10	
					0.22	1.00	0	0.10	
					0.18	0.80	0	0.10	
					0.13	0.60	0	0.10	
					0.11	0.45	0	0.10	
					緊急 10 (経営力強化保証・ 責任共有)	0.42	1.75	0	0.10
						0.39	1.55	0	0.10
						0.34	1.35	0	0.10
						0.30	1.15	0	0.10
						0.25	1.00	0	0.10
						0.22	0.80	0	0.10
				0.18		0.60	0	0.10	
				0.13		0.45	0	0.10	
0.11	0.45	0		0.10					



保証料の補給の対象となる融資制度			保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
			区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成28年度分	経営支援融資制度	季節融資	短期	1.17	1.90	0	0.10	
				1.04	1.75	0	0.10	
				0.92	1.55	0	0.10	
				0.80	1.35	0	0.10	
				0.64	1.15	0	0.10	
				0.50	1.00	0	0.10	
				0.45	0.80	0	0.10	
				0.40	0.60	0	0.10	
				0.25	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.40	0.90	0	
	特別 D	0.40	0.76	0				
	特別融資制度	産業振興計画推進融資	(7年)	緊急 7	0.49	1.90	0	0.10
					0.46	1.75	0	0.10
					0.40	1.55	0	0.10
					0.35	1.35	0	0.10
					0.30	1.15	0	0.10
					0.26	1.00	0	0.10
					0.21	0.80	0	0.10
					0.16	0.60	0	0.10
0.12					0.45	0	0.10	
特別 A					0.30	0.90	0	
特別 B					0.55	1.14	0	0.10
特別 C					0.50	1.06	0	0.10
特別 D					0.30	0.76	0	
						(10年)	緊急 10	0.42
		0.39	1.75	0				0.10
		0.34	1.55	0				0.10
		0.30	1.35	0				0.10
		0.25	1.15	0				0.10
		0.22	1.00	0				0.10
		0.18	0.80	0				0.10
		0.13	0.60	0				0.10
特別 A		0.25	0.90	0				
特別 B	0.55	1.14	0	0.10				
特別 C	0.50	1.06	0	0.10				
特別 D	0.25	0.76	0					
	南海地震・節電対策融資		地震・節電対策	0.34	1.90	0	0.10	
				0.31	1.75	0	0.10	
				0.27	1.55	0	0.10	
				0.24	1.35	0	0.10	
				0.20	1.15	0	0.10	
				0.18	1.00	0	0.10	
				0.14	0.80	0	0.10	
				0.12	0.60	0	0.10	
				0.11	0.45	0	0.10	
				特別 A	0.20	0.90	0	
				特別 B	0.55	1.14	0	0.10
				特別 C	0.50	1.06	0	0.10
				特別 D	0.20	0.76	0	

保証料の補給の対象となる融資制度		保証料率		基本保証料率 %	協会負担率		
		区分	%		無担保(%)	有担保(%)	
平成28年度分	特別融資制度	中核企業支援融資 産業活性化融資 事業環境整備促進融資 創業者等応援融資(創業Ⅲ型) 新事業展開支援融資 事業再生支援融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
				0.82	1.55	0	0.10
				0.70	1.35	0	0.10
				0.55	1.15	0	0.10
				0.46	1.00	0	0.10
				0.42	0.80	0	0.10
				0.36	0.60	0	0.10
				0.21	0.45	0	0.10
			特別 A	0.10	0.90	0	
			特別 B	0.55	1.14	0	0.10
			特別 C	0.50	1.06	0	0.10
	特別 D	0.10	0.76	0			
		創業者等応援融資(創業Ⅰ型)	創業	0.10	0.85	0	-
		創業者等応援融資(創業Ⅱ型)	創業等	0.10	0.90	0	-
		事業再生計画実施支援融資	サポート (責任共有)	0.20	0.80	0	
			サポート (責任共有対象外)	0.20	1.00	0	
	災害対策特別支援融資制度	災害復旧融資	一般	1.07	1.90	0	0.10
				0.94	1.75	0	0.10
0.82				1.55	0	0.10	
0.70				1.35	0	0.10	
0.55				1.15	0	0.10	
0.46				1.00	0	0.10	
0.42				0.80	0	0.10	
0.36				0.60	0	0.10	
0.21				0.45	0	0.10	
特別 A				0.10	0.90	0	
特別 B				0.55	1.14	0	0.10
特別 C				0.50	1.06	0	0.10
特別 D		0.10	0.76	0			
		災害対策特別融資	一般	0.00	1.90	0	0.10
				0.00	1.75	0	0.10
				0.00	1.55	0	0.10
				0.00	1.35	0	0.10
				0.00	1.15	0	0.10
				0.00	1.00	0	0.10
				0.00	0.80	0	0.10
	0.00			0.60	0	0.10	
		0.00	0.45	0	0.10		
	特別 A	0.00	0.90	0			
	特別 B	0.00	1.14	0	0.10		
	特別 C	0.00	1.06	0	0.10		
	特別 D	0.00	0.76	0			

(注)

- 保証料率は、貸付額に対する料率とする。
- 「区分」欄の「特別小口」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3に規定する特別小口保険が付される場合をいう。

- 3 「区分」欄の「小口零細」とは、国が定める小口零細企業保証が付される場合をいう。
- 4 「区分」欄の「創業」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業関連保証が付される場合をいう。
- 5 「区分」欄の「創業等」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する創業等関連保証が付される場合をいう。
- 6 「区分」欄の「サポート」とは、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する事業再生計画実施関連保証が付される場合をいう。
- 7 「区分」欄の「特別 A」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに係るものに限る。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に規定する災害関係保証等責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 8 「区分」欄の「特別 B」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 5 に規定する公害防止保険、同法第 3 条の 6 に規定するエネルギー対策保険、同法第 3 条の 7 に規定する海外投資関係保険、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に規定する商店街整備等支援計画に基づく高度化事業に係る保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に規定する農商工等連携支援事業計画に基づく事業に係る保証が付される場合をいう。
- 9 「区分」欄の「特別 C」とは、中小企業信用保険法第 3 条の 8 に規定する新事業開拓保険が付される場合をいう。

- 10 「区分」欄の「特別 D」とは、中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証(同法第 2 条第 5 項第 7 号又は第 8 号に係るものに限る。)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）に規定する地域伝統芸能等関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に規定する流通業務総合効率化関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法に規定する経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に規定する地域産業資源活用事業関連保証、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に規定する地域産業集積関連保証並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に規定する農商工等連携関連保証等料率の弾力化が行われていない保険に係る保証のうち責任共有制度の対象となる保証が適用される場合(1 から 8 までに定める場合を除く。)をいう。

なお、保険の付保については、協会が定めるところによる。

- 11 「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を協会に提出すると、表示料率より 0.1 パーセント割り引かれる場合がある。

- 12 別表第 14 の「保証料率」欄の「%」欄及び「基本保証料率」欄の※については、次のいずれかに該当する場合について適用する。

①個人その他法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者